



平成 24 年 12 月 28 日

【照会先】

栃木労働局監督課

監督課長 中野 晴夫

担当 野澤 卓也

(電話) 0 2 8 (6 3 4) 9 1 1 5

(FAX) 0 2 8 (6 3 2) 6 5 8 5

報道関係者 各位

北関東4労働局一斉建設現場監督指導実施結果について

— 工事現場の約半数で労働安全衛生等に係る法令違反が認められた —

茨城労働局、群馬労働局、埼玉労働局及び栃木労働局の北関東4労働局（以下「4局」といいます。）では、平成24年12月1日から12月14日までの間、建設工事現場への一斉監督指導を実施しました。

年末年始は寒さが厳しくなり、また、気忙しくなること等から、労働災害が特に発生しやすい時期であるため、重篤な労働災害の防止に向けて監督指導を実施したものです。

本監督指導の実施結果は、別紙1「北関東4局一斉建設現場監督指導実施結果表」（以下「結果表」といいます。）のとおりです。

○監督指導実施工事現場数等

監督指導を実施した工事現場数は、4局合計で457箇所、下請業者を含めた全業者数は1,517件でした。

栃木労働局（局長 藤井 敏行）及び管下7箇所の労働基準監督署が監督指導を実施した工事現場数は83箇所、下請業者を含めた全業者数は274件でした。

○法令違反の状況（4局合計）

全457箇所の工事現場のうち、何らかの労働安全衛生等に係る法令違反が認められた現場が225箇所あり、全体の49.2%（小数点第2位四捨五入。以下同じ。）でした。

全457箇所の工事現場のうち、重篤な労働災害につながるおそれがあるとして、設備の使用停止命令等の行政処分を行った工事現場は45箇所であり、全工事現場の9.8%でした。

○法令違反の状況（栃木労働局）

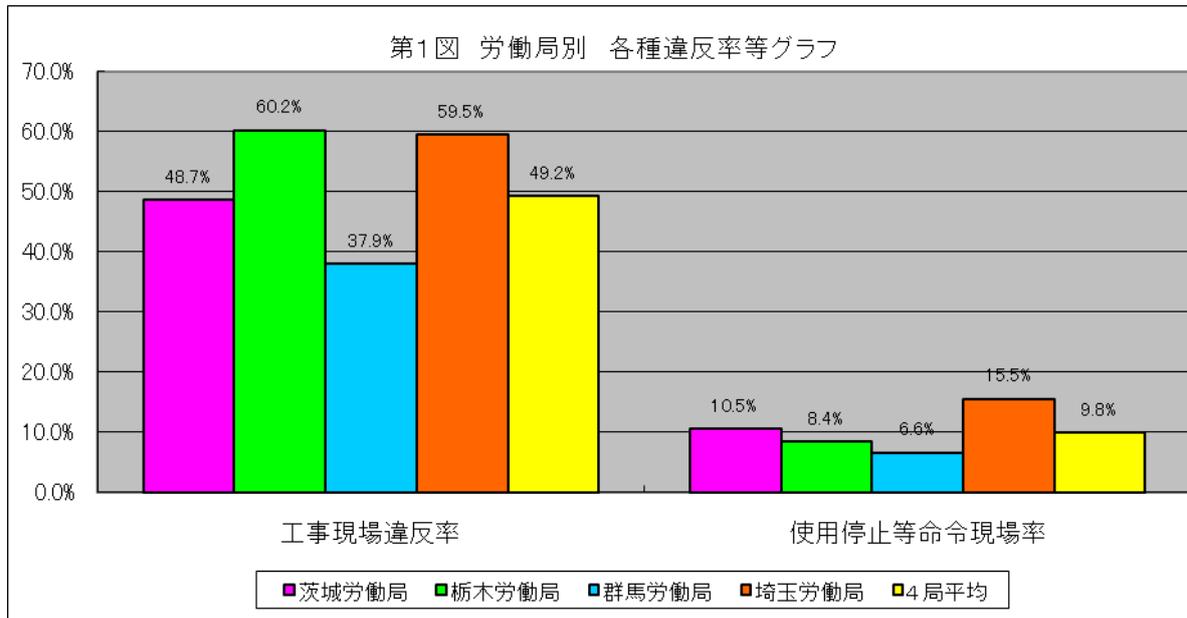
栃木労働局が監督指導を実施した全83箇所の工事現場のうち、何らかの労働安全衛生等に係る法令違反が認められた現場は50箇所あり、全体の60.2%でした。

全83箇所の工事現場のうち、高所作業において墜落防止措置（手すりを設置する等）が講じられていないなど、重篤な労働災害につながるおそれがあるとして、設備の使用停止命令等の行政処分を行った工事現場は7箇所（事業場数では16事業場）であり、全工事現場の8.4%でした。

1 労働局別法令違反等率の状況

4労働局別の各種違反率等は第1図のとおりです。

栃木労働局管内は、工事現場違反率が4労働局の中で最も高くなっています。



* 工事現場違反率 (何らかの法違反が認められた工事現場数 ÷ 全工事現場数)

* 使用停止等命令現場率 (使用停止等の行政命令を行った工事現場数 ÷ 全工事現場数)

2 工事現場における法令違反の具体的事例

(1) 墜落防止措置関係

- 建築工事現場の仮設足場に手すりが設置されていなかったり、手すりが取り外されたままになっていたこと。
- 建築中の建物の床等に深さが2 m以上の開口部があるのに、その周囲に囲いがなかったり、安全ネットが張られていなかったこと。
- 高さ2 m以上の、手すり等を設けることが難しい場所で、労働者に墜落の危険があるのに、安全帯等を使用させていなかったこと。

(2) 車両系建設機械の危険防止措置関係

- 誘導者を配置しないで、ドラグ・ショベル等の車両系建設機械の作業半径内や車両系建設機械の前後に労働者を立ち入らせて作業をさせ、労働者に接触の危険があったと認められたこと。
- ドラグ・ショベルをクレーン代わりにして荷の吊り上げに使用していたこと等、車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用したことにより、吊り上げた荷との接触又は建設機械の転倒等の危険があったと認められたこと。
- ドラグ・ショベル等の車両系建設機械について、年に一度の法定検査を実施していなかったこと。

(3) 工事現場全体の安全衛生管理関係

- 元請業者が、下請業者や下請業者の労働者に対して、労働安全衛生法等の法令に違反しないようにするための必要な指導を怠っていたこと。
- 工事現場では、元請業者が下請業者を統括して安全衛生管理活動を推進するため、安全衛生協議会を設置し、下請事業場の責任者を集めて協議会を定期的開催し、労働災害防止等に努めなければならいにもかかわらず、この安全衛生協議会が全く設置

されていなかった、参加すべき下請業者が参加していなかったことにより元請業者の指示が伝わらず安全衛生管理上の問題が認められたこと。

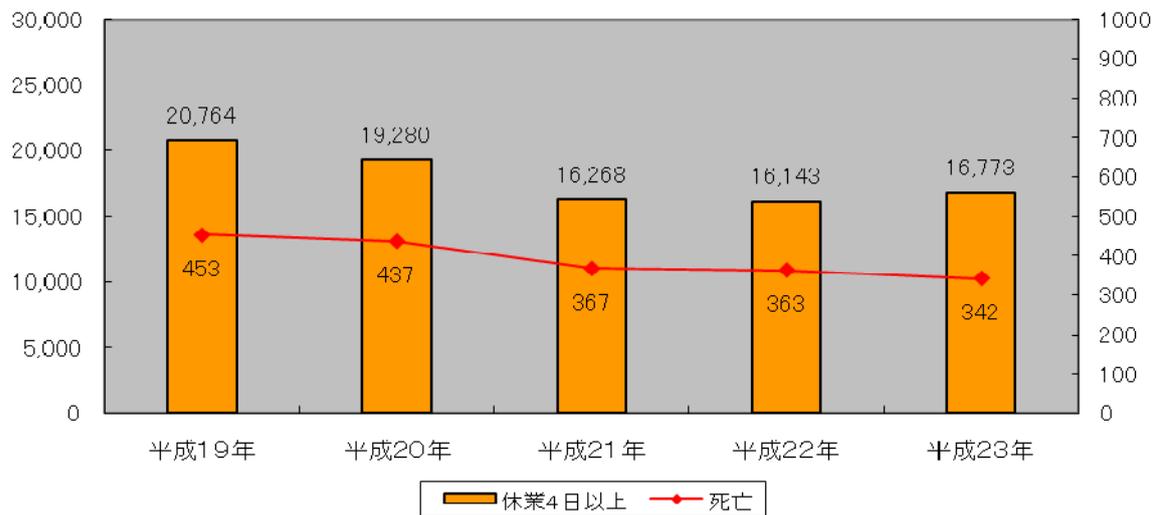
3 栃木労働局の取組

栃木労働局は、今年9月末現在の休業4日以上労働災害が前年同期比で15.0%増加と急増していたことから、本年10月15日から翌年1月15日までの3ヶ月間を「緊急無災害運動」期間として、監督指導、要請、啓発・広報等を行っているところ。 (別紙2「緊急無災害運動実施要綱」参照。)

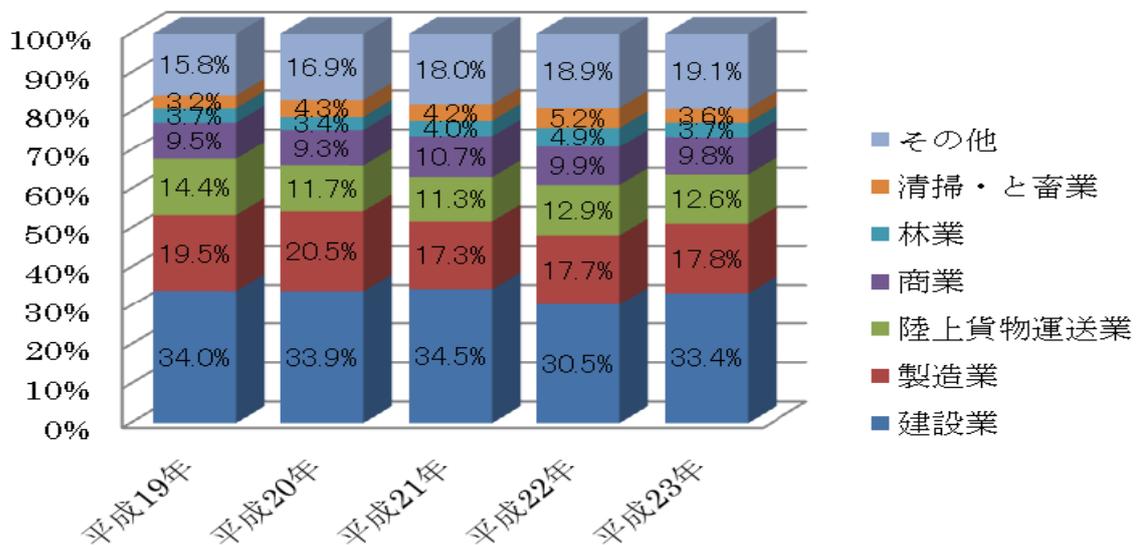
(参考) 建設業における労働災害発生状況

全国の建設業における労働災害発生件数(休業4日以上)と死亡者数は、第2図のとおり、どちらも減少傾向にあります。死亡者数は、第3図のとおり、全業種に占める割合が30%を超えています。

第2図 建設業の労働災害発生状況



第3図 建設業の死亡災害発生状況



H24 北関東4局一斉建設現場監督指導実施結果表

別紙1

類 項目	工事の種	茨城労働局				栃木労働局				群馬労働局				埼玉労働局				4局合計			
		土木工事	建築工事	その他の 工事	小計	土木工事	建築工事	その他の 工事	小計												
1 監督実施工事現場数		18	56	2	76	18	58	7	83	79	91	12	182	15	92	9	116	130	297	30	457
うち違反工事現場数		2	35	0	37	5	39	6	50	23	40	6	69	7	56	6	69	37	170	18	225
うち使用停止等処分現場数		0	8	0	8	0	7	0	7	3	9	0	12	1	15	2	18	4	39	2	45
2 監督実施事業場数	元請事業場数	18	56	2	76	18	58	7	83	79	91	12	182	15	92	9	116	130	297	30	457
	うち違反事業場数	2	35	0	37	5	39	3	47	22	36	6	64	7	47	6	60	36	157	15	208
	下請事業場数	9	289	1	299	16	164	11	191	30	84	4	118	31	412	9	452	86	949	25	1060
	うち違反事業場数	1	65	0	66	7	68	4	79	12	39	3	54	4	70	1	75	24	242	8	274
3 使用停止等命令書交付事業場数		0	22	0	22	0	16	0	16	4	19	0	23	1	26	2	29	5	83	2	90
4 主要違反事項	(1) 墜落災害の防止	0	51	0	51	2	69	1	72	11	49	2	62	3	57	3	63	16	226	6	248
	(2) 飛来・崩壊災害の防止	0	1	0	1	2	9	0	11	0	4	2	6	0	11	0	11	2	25	2	29
	(3) 感電災害の防止	0	5	0	5	1	2	2	5	2	1	0	3	0	3	0	3	3	11	2	16
	(4) 建設機械災害の防止	1	9	0	10	3	5	0	8	12	2	1	15	2	8	0	10	18	24	1	43
	(5) クレーン災害の防止	0	3	0	3	2	6	0	8	1	1	0	2	0	2	0	2	3	12	0	15
	(6) 作業主任者選任と職務履行確保	0	5	0	5	0	8	0	8	1	1	0	2	0	2	0	2	1	16	0	17
	(7) 就業制限業務	1	4	0	5	0	2	0	2	1	1	0	2	2	2	0	4	4	9	0	13
	(8) 安全衛生教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(9) 店社安全衛生管理者選任と職務履行確保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(10) その他	1	40	0	41	4	31	3	38	12	25	4	41	4	30	3	37	21	126	10	157
	合計	3	118	0	121	14	132	6	152	40	84	9	133	11	115	6	132	68	449	21	538

H24 北関東4局一斉建設現場監督指導実施結果表

類 項目	工事の種	茨城労働局	違反率	栃木労働局	違反率	群馬労働局	違反率	埼玉労働局	違反率	4局平均	違反率
		小計		小計		小計		小計		小計	
1 監督実施工事現場数		76	48.7%	83	60.2%	182	37.9%	116	59.5%	457	49.2%
	うち違反工事現場数	37		50		69		69		225	
	うち使用停止等処分現場数	8	10.5%	7	8.4%	12	6.6%	18	15.5%	45	9.8%
2 監督実施事業場数	元請事業場数	76	48.7%	83	56.6%	182	35.2%	116	51.7%	457	45.5%
	うち違反事業場数	37		47		64		60		208	
	下請事業場数	299	22.1%	191	41.4%	118	45.8%	452	16.6%	1060	25.8%
	うち違反事業場数	66		79		54		75		274	
3 使用停止等命令書交付事業場数		22		16		23		29		90	

	工事現場違反率	元請違反率	下請違反率	使用停止等命令現場率
茨城労働局	48.7%	48.7%	22.1%	10.5%
栃木労働局	60.2%	56.6%	41.4%	8.4%
群馬労働局	37.9%	35.2%	45.8%	6.6%
埼玉労働局	59.5%	51.7%	16.6%	15.5%
4局平均	49.2%	45.5%	25.8%	9.8%

緊急無災害運動実施要綱

(平成24年10月15日から平成25年1月15日)

栃木労働局
各労働基準監督署

1 趣 旨

栃木県内の労働災害による休業4日以上之死傷者数は、本年9月末現在、1129人と前年同時期に比べ15.0%増加傾向にあり、ここ20年の間では最も高い増加率となっています。

これから年末にかけて、労働災害とりわけ死亡災害や一度に複数人が被災する重大災害の発生が懸念されます。

年末年始の時期は、普段の作業や生活リズムが変わりやすく、通常では行わない大がかりな保守点検等、非定常作業が多く見込まれることから、各事業場、職場では通常作業はもとより、非定常作業に対する労働災害防止のための対策を十分に検討し、かつ確実に実行するなど、労働災害を未然に防止するための特別な配慮が求められます。

労働災害の増加傾向に歯止めをかけ、一年の締めくくりを笑顔で送り、労働災害のない明るい新年を迎えるためにも、「**安全第一**」の考え方のもと、経営トップが決意を新たに示す必要があります。また、企業・事業場として職場に存在する危険有害要因を的確に洗い出し、これを除去又は低減していく活動を軸に、労働者一人一人にいたるまで自らが安全衛生活動を実行し、作業手順の遵守、非定常作業における安全確認、交通ルールの徹底など、労働災害防止活動の原点に立ち返ってこれを推進することとします。

2 実施期間

平成24年10月15日～平成25年1月15日

3 災害防止の重点事項

(1) 死亡災害の撲滅

特に、「交通労働災害」、「墜落、転落災害」、「挟まれ、巻き込まれ災害」の撲滅

(2) 死傷災害の減少

「機械設備による挟まれ、巻き込まれ災害」、「転倒災害、不安全行動による災害」、「トラックの荷台上での荷役作業等・脚立、梯子作業による墜落、転落災害」、等の減少

4 栃木労働局の実施事項

- (1) 災害防止団体等に対する緊急要請の実施
- (2) リーフレットの作成・配布、広報の実施
- (3) 各種会合、説明会等における周知徹底
- (4) 栃木労働局ホームページによる周知

- (5) 小学生へのチラシ配布による家庭での安全意識の向上
- (6) 市町広報紙への掲載依頼

5 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情にあった無災害運動の展開
- (2) 管内事業場に対する監督指導、パトロール、集団指導等の実施
- (3) 各種会報、機関紙等への掲載依頼
- (4) 各種会合、説明会等における本運動の趣旨の徹底
- (5) 職員が事業場へ行く際には「緊急無災害運動」のチラシを携行、配付
- (6) その他各署独自の推進運動

6 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる「安全最優先」を主眼とした安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメントの定着、労働安全衛生マネジメントシステム体制の確立など、自主的安全衛生管理活動の活性化
- (3) KY（危険予知）活動、ヒヤリハット活動を活用した「現場力」の強化
- (4) 職場の整理・整頓・清掃・清潔・躰（5S）の徹底
- (5) 特に50歳以上の高齢者による通路、作業床でのつまずき等の転倒災害防止対策の徹底
- (6) トラックの荷台上での荷役作業等・脚立や梯子作業による墜落・転落災害防止対策の徹底
- (7) 作業主任者を選任すべき業務における当該作業主任者の職務徹底
- (8) 非定常作業における災害防止対策の見直し
- (9) 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- (10) 安全衛生パトロールの実施
- (11) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (12) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (13) 交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- (14) 東日本大震災に伴う復旧・復興工事における墜落・転落等の労働災害防止対策
- (15) 健康的な生活習慣〔睡眠、飲酒〕に関する健康指導の実施
- (16) インフルエンザ等感染予防対策の徹底
- (17) メンタルヘルス対策の推進